

第4回 農業委員会の委員の定数等に関する小委員会 次第

日 時 平成16年5月31日(月)

午前10時

場 所 渋川市勤労福祉センター 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1)農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関することについて

4 その他

(1)次回会議日程について

5 閉 会

1 農業委員会の数について

(1) 農業委員会の設置の原則（1市町村1委員会が原則）

【農業委員会等に関する法律】
（設置）
第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。
2～6 省略

(2) 複数の農業委員会について

【農業委員会等に関する法律】
（設置）
第3条
1 省略
2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

(3) 複数の農業委員会を置く場合の要件

【農業委員会等に関する法律施行令】
（2以上の農業委員会を置くことができる市町村）
第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が2万4千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7千ヘクタールを超える市町村とする。

(4) 渋川地区の状況

- ・ 設置の要件から見ると、区域面積は要件より42ha上回るものの、農地面積では大幅に狭い状況にあり、世論を踏まえると複数の設置は困難と思われる。

	区域面積		農地面積
要件	24,000 ha超	または	7,000 ha超
渋川地区	24,042 ha		2,877 ha

【小委員会での意見】

- ・ 新市に1つの委員会か、複数の委員会か、決めた方が良い。
- ・ 昭和の大合併では、2つの委員会を設置した例はあるが、数年後には1つになっている。農地関係の事務は、行政分野に非常に近いものがあり、統一された考え方をするためには1つとすべきである。
- ・ 基本的には、1つの委員会が望ましい。ただ、経過措置として農委法第34条を適用し、複数の委員会を置く方法もある。
- ・ 選挙区を設け、1つの委員会とする方向がよいと思う。
- ・ 新市に1つの委員会を置き、任期は1年以内とする。

2 選挙による委員の定数等について

(1) 市町村合併における原則

- ・ 新設合併に伴い、全委員が失職し、合併の日から50日以内に設置選挙を行う。

【公職選挙法】

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第33条 1～2及び4～5項 省略

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

(2) 合併特例法第8条第1項の適用

- ・ 合併後、1年以内に限り在任する。
ただし、適用を受ける議員は、80人以内となる。

【市町村の合併の特例に関する法律】

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、(中略)この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

省略

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

(3) 合併特例法第8条第3項の適用

- ・ 2つ以上の委員会を設置し、全委員が1年以内に限り在任する。

【市町村の合併の特例に関する法律】

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第8条

1～2 省略

3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合(中略)においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 省略

(4) 農委法第34条の適用

- ・ 6市町村の農業委員会が、合併後もそのまま新市の農業委員会として存続し、選任委員を含む委員と職員の身分もそのまま存続する。
- ・ 委員の任期は、合併前の委員会のそれぞれの任期となる。
- ・ 世論を踏まえると、1年以内に統合することが望ましい。

【農業委員会等に関する法律】

(境界の変更の場合の特例)

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

【小委員会での意見】

- ・ 在任特例が好ましいが、定数が80人以内なので、その対応が課題となる。
- ・ 特例法第8条を適用するのか、農委法第34条を適用するのか決めた方が良い。
- ・ 農委法第34条を適用し、在任期間は、合併の時期にもよるが統一選挙(H17.7.19)まで。

3 選挙区の設置について

(1) 選挙区設置の基準

<p>【農業委員会等に関する法律施行令】 (選挙区の基準) 第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が5百ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が6百以上となるようにしなければならない。</p>

(2) 選挙区の定数

<p>【農業委員会等に関する法律】 (選挙の単位) 第10条の2 1～2省略 3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。</p>
--

渋川地区の状況

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村	合計
農地面積 (ha)	558	16	135	653	898	617	2,877
基準農業者数 (戸)	967	41	250	662	1,037	756	3,713
選挙人名簿登録者数	2,985	136	733	1,901	3,943	2,165	11,863

・伊香保町と小野上村は、単独では選挙区を設置できない。

選挙区の組み合わせ例 (委員定数30人として試算)

第1例		渋川・伊香保・北橘	小野上・子持・赤城		
	農地面積	1,191	1,686		
	選挙区定数	13	17		
第2例		渋川・伊香保	小野上・子持	赤城・北橘	
	農地面積	574	788	1,515	
	選挙区定数	8	7	15	
第3例		渋川・伊香保	小野上・子持	赤城	北橘
	農地面積	574	788	898	617
	選挙区定数	8	7	10	5
第4例		渋川・伊香保・小野上	子持	赤城	北橘
	農地面積	709	653	898	617
	選挙区定数	10	5	10	5

【小委員会での意見】

- ・小野上村のように小さな村には、誰も委員がいないということでは困る。ぜひ、選挙区を設けてほしい。
- ・小野上村が単独で選挙区が設置できない場合、例えば、子持村や伊香保町と合同で選挙区を置くことはできるか。

4 調整方針案

第1案【原則】

新市の農業委員会の委員の定数及び任期については農業委員会等に関する法律に基づき合併の日から50日以内に設置選挙を行うこととし、4つの選挙区を設け、【1】選挙による委員の定数は30人【2】とする。

【1】選挙区の設置は、協議により定める。

【2】10人以上30人以下で、協議により定める。

問題点

- (1) 農業委員会が設置されない「空白期間」が発生し、証明事務等の農業委員会の業務ができないことになる。
- (2) 現委員全員が在任できない。
- (3) 委員数が激減することで、地域の声が届きにくくなる。

第2案【在任特例1】

- (1) 新市に1つの農業委員会を置き、4つの選挙区を設け、【1】委員の定数は30人【2】とする。
- (2) 6市町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、【3】従前の委員が引き続き新市の農業委員会委員として在任する。
- ただし、適用を受ける選挙委員を80人【4】とし、
渋川市農業委員会から18人、伊香保町農業委員会から8人
小野上村農業委員会から9人、子持村農業委員会から15人
赤城村農業委員会から15人、北橘村農業委員会から15人【5】
をそれぞれ互選により選出するものとする。

【1】選挙区の設置は、協議により定める。

【2】10人以上30人以下で、協議により定める。

【3】合併後1年を超えない範囲で、協議により定める。

【4】80人を超えず10人を下回らない範囲で、協議により定める。

【5】それぞれの委員会からの委員数は、協議により定める。

問題点

- (1) 現行の委員定数（88人）では、各市町村で1～2人の委員が特例を受けられないことになる。

在任特例での定数調整の事例（定数が80人を超える場合）

- ・南アルプス市の例・・・合併を見込み、事前の選挙であらかじめ定数の合計が80人以下になるよう、各市町村の定数を減じている。
- ・三次市の例・・・・・・在任する委員の上限80人にこだわらずに、在任する委員数を30人としている。

第3案【在任特例2】

- (1) 新市に渋川市・伊香保町・北橋村の区域、小野上村・子持村・赤城村の区域を区域とした2つ【 1】の農業委員会を置く。
- (2) 6町村の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項の規定を適用し、合併後1年間、【 2】従前の委員が引き続き新市の農業委員会委員として在任する。

【 1】2以上の委員会の設置をすることが可能であり、協議により定める。

【 2】合併後1年を超えない範囲で、協議により定める。

問題点

- (1) 複数の農業委員会では、個々の事例に対し統一的な判断を行うことが困難である。

第4案【現行委員会を存続】

6市町村の農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第1項の規定を適用し、平成 年 月 日まで【 1】新市の農業委員会として存続する。

その後、1つの委員会に統合し4つの選挙区を設け、【 2】選挙による委員の定数は30人【 3】とする。

【 1】存続する期間については、協議により定める。

【 2】選挙区の設置は、協議により定める。

【 3】10人以上30人以下で、協議により定める。

問題点

- (1) 複数の農業委員会では、個々の事例に対し統一的な判断を行うことが困難である。

新市の農業委員会は、1つか？2つ以上か？

1つの場合

2つ以上の場合

2つ以上設置できる要件			
要件	区域面積	または	区域内農地面積
	24,000 ha超		7,000 ha超
渋川地区	24,042 ha		2,877 ha

(農業委員会等に関する法律施行令第1条の3)

原則

(1) 1つの農業委員会を置く場合の一般原則
合併の前日で全委員は失職。
合併の日から50日以内に新しく定められた定数に基づき設置選挙を行う。

在任特例

(2) 1つの農業委員会を置く場合の在任特例(合併特例法第8条第1項)
合併関係市町村の協議により、10人から80人の範囲で定めた数の者に限り、合併後1年以内の範囲で引き続き選挙による委員として在任できる。

原則

(3) 複数の農業委員会を置く場合の一般原則
合併の前日で全委員は失職。
それぞれの委員会ごとに、合併の日から50日以内に新しく定められた定数に基づき設置選挙を行う。

特例法による在任特例

(4) 複数の農業委員会を置く場合の在任特例の1例(合併特例法第8条第3項)
合併関係市町村の協議により、10人から80人の範囲で定めた数の者に限り、合併後1年以内の範囲で引き続きそれぞれの委員会に選挙による委員として在任できる。

(A)

(B)

農委法による特例

(5) 合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を置く場合の特例(農委法第3条第2項、第34条)
合併前の市町村に置かれた農業委員会の区域が新市の区域となる場合、それらの農業委員会は、新市の農業委員会となってそのまま存続することができる。
(農業委員会の選挙委員、選任委員の身分もそのまま存続する。)

・任期は、合併前の市町村委員会ごとの残任期間となる。
・存続後に統一する場合は、農委法第3条第4項の規定による手続きをとることになる。

選挙区の設置について

原則による設置選挙、及び特例後の一般選挙において、選挙区を置くことができる。

(1) 選挙区設置の基準(農業委員会等に関する法律施行令第5条)

	農地面積	または	基準農業者数
各選挙区の区域	500 ha以上		600 以上

(2) 選挙区の定数(農業委員会等に関する法律第10条の2第3項)

各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合計
農地面積 (ha)	558	16	135	653	898	617	2,877
基準農業者数(戸)	967	41	250	662	1,037	756	3,713
選挙人名簿登録者数	2,985	136	733	1,901	3,943	2,165	11,863

(H15.4.1現在)

このことから、伊香保町・小野上村は単独では、選挙区設置の基準に満たない。

《各市町村の農業委員会の任期と合併期日との関係》

		H17.3.31	5市町村任期 H17.7.19	子持村任期 H17.10.16			
合併期日							
在任特例を適用する場合	H17.4.1以降 H17.7.19以前	5市町村	合併期日	1年以内で定めた期間在任		<ul style="list-style-type: none"> ・6市町村とも現行での選挙は行わない。 ・1年の範囲内で協議により定めた期間、在任する。 ・在任期間によっては、選挙なしで任期以上、在任することとなる。 	
		子持村					
	H17.7.20以降 H17.10.16以前	5市町村	選挙	合併期日	1年以内で定めた期間在任		<ul style="list-style-type: none"> ・5市町村で選挙を行う必要がある。 ・在任期間によっては、子持村の委員は選挙なしで任期以上、在任する
		子持村					
	H17.10.17以降	5市町村	選挙	合併期日	1年以内で定めた期間在任		<ul style="list-style-type: none"> ・すべての市町村で選挙を行う必要がある。
		子持村	選挙				
6委員会を存続する場合	H17.4.1以降 H17.7.19以前	5市町村	合併期日	選挙	H20.7.19までの任期	<ul style="list-style-type: none"> ・合併後、現行の任期満了による選挙を行う。 ・選挙後の任期は、それぞれ3年であるが、統一的事務のために早期に統合することが望ましい。 	
		子持村					選挙
	H17.7.20以降 H17.10.16以前	5市町村	選挙	合併期日	選挙	H20.7.19までの任期	<ul style="list-style-type: none"> ・5市町村は、合併前に選挙を行い、任期は、H20.7.19まで。 ・子持村は、合併後に選挙を行い、任期は、H20.10.16まで。 ・統一的事務のために早期に統合することが望ましい。
		子持村	選挙				
	H17.10.17以降	5市町村	選挙	合併期日	選挙	H20.7.19までの任期	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての市町村で合併前に選挙を行い、任期は、5市町村がH20.7.19まで。子持村は、H20.10.16まで。 ・統一的事務のために早期に統合することが望ましい。
		子持村	選挙				

《 選 択 肢 の 一 覧 》

